

自筆で遺言を書いてみよう！



自筆で遺言を書くときのルールは4つだけ

①本文の内容

②作成日付

③作成者氏名

これらを全部自筆で書く！

④作成者の印鑑を自分で押す

※相続財産目録等は、自書によらずパソコン等での作成が認められています。



一番簡単な遺言書の例

全ての財産を妻にのこす遺言書の例

遺言書

全ての財産は、妻〇〇〇〇に相続させる。

令和〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号

司法太郎

印

【注意】

- ①西暦または和暦で、日にちまで必ず書くこと（×吉日）
- ②なるべく戸籍に記載されている氏名を書くこと
- ③印鑑は認印でも実印でも可（×スタンプ印）
- ④ボールペンやサインペン等の消えにくい筆記具で書くこと



自筆で書いてみたら、法務局に預けてみよう！

「違う内容の遺言を書きたい」「法務局への預け方を相談したい」という場合は、お近くの司法書士にご連絡ください。

↑ 余白 5 ミリメートル以上

≪法務局に預ける遺言書の用紙には、次のルールがあります。≫

- ① 用紙は、**A 4 サイズ**で、文字の判読を妨げるような**地紋、彩色等のないもの**を使ってください。
- ② このページのような**余白を必ず確保**してください。
- ③ ページ数や変更・追加の記載を含めて、**余白部分には何も記載しない**でください。
- ④ 各ページに**ページ番号を記載**してください。
(1枚のときも1/1と記載してください。)
- ⑤ 片面のみを使用し、**裏面には何も記載しない**でください。
- ⑥ 数枚にわたるときであっても、**とじ合わせない**でください。

法務局への預け方の詳細は、次のページをご覧ください。

↓ 余白 10 ミリメートル以上

← 余白 20 ミリメートル以上

↔ 余白 5 ミリメートル以上